

広島県告示第六十一号

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十二号）第十七条第四項に基づき、指定福祉型障害児入所施設における食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年一月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 適正な手続の確保

指定福祉型障害児入所施設（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十二号。以下「指定入所基準条例」という。）第二条第二項第一号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。以下「施設」という。）における食事の提供及び光熱水費に係る契約（以下「契約」という。）の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。

1 当該契約の締結に当たっては、入所給付決定保護者（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいい、法第二十四条の二十四第一項の規定により障害児入所給付費等を支給することができることとされた者を含む。以下同じ。）に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。

2 当該契約の内容について、入所給付決定保護者から文書により同意を得ること。

3 食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料について、その具体的な内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程（指定入所基準条例第三十二条に規定する運営規程をいう。）への記載を行うとともに、施設の見やすい場所に掲示を行うこと。

二 食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料

1 食事の提供に要する費用に係る利用料
食事の提供に要する費用に係る利用料は、食材料費及び調理等に係る費用に相当する額を基本とすること。

2 光熱水費に係る利用料

光熱水費に係る利用料は、光熱水費に相当する額とすること。